

公表日：令和5年6月30日

課名：職員福利課

## 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和4年度実績）

特定事業主名：青森県教育委員会

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.5%
全職員	78.5%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	95.7%
本庁課長補佐相当職	95.5%
本庁係長相当職	88.3%

#### (参考) 役職段階別の詳細（職員の格付級別）

職員の格付	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級職員	—
次長級職員	—
課長級職員	95.7%
副参事級職員	96.6%
総括主幹級職員	95.0%
主幹級職員	96.1%
主査級職員	88.3%
一般職員	96.0%
指導主事等	96.3%

## (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.6%
31～35年	88.8%
26～30年	95.4%
21～25年	94.6%
16～20年	90.7%
11～15年	90.9%
6～10年	88.7%
1～5年	91.8%

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

### 【説明欄】

- ・職員には、特定の時期に一時的に任用される臨時・非常勤職員（短期アルバイト職員等）は含まれていない。
- ・給与とは、所得税法第28条における給与所得（通勤手当（非課税分）等の実費経費や退職手当は除かれる。）をいい、扶養手当、時間外勤務手当等が含まれている。
- ・2（1）の役職段階別の表中「本庁部局長・次長相当職」について、令和4年度において女性の該当者が存在しない。なお、参考として、役職段階を詳細な区分（職員の格付級別）に分類すると、1ページの「(参考) 役職段階別の詳細（職員の格付級別）」の表のとおりとなる。当該表において、女性の部長級職員及び次長級職員の割合表示欄を「－」としている。